

おもてなしトイレ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 県内観光関連施設等の清潔でおもてなしの心が感じられるトイレを認定し、普及させることにより、観光客の満足度向上につなげる。

(認定要件)

第2条 高知県おもてなし県民会議会長は、次に掲げるすべての要件に該当するトイレを「おもてなしトイレ」として認定するものとする。

(1) 清潔である

(2) 明るい(50ルクス以上)

(3) 臭いが無い、もしくは臭いを消す対策をとっている

(4) トイレトペーパーの予備を置いてある

(5) 洋式トイレが一カ所以上ある

(6) 前各号のほか、独自の「おもてなし」の工夫がされている

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、認定を行わない。

(1) 高知県内に所在する施設でない(高知県内に本社があるか否かは問わない。また、認定の範囲は、高知県内の施設のみとする。)

(2) 別表第1に掲げるいずれかに該当している

(3) 税金や社会保険料を滞納している

(4) 会社更生法、民事再生法による更生(再生)手続き中である

(5) その他、公の秩序もしくは善良な風俗に反するおそれがある

(6) 前各号のほか、認定することが適当でないと高知県おもてなし県民会議会長が認めるもの

(申請)

第3条 認定を受けようとする施設管理者は、別に指定する申請書類を提出するものとする。

(認定)

第4条 認定は、高知県職員等による現地確認及び高知県おもてなし県民会議会長による承認をもって認定する。

2 高知県おもてなし県民会議会長は、前項の規定により、おもてなしトイレとして認定を受けた施設に対し、認定証を交付することにより、これを通知する。

(認定の取消し)

第5条 高知県おもてなし県民会議会長は、おもてなしトイレが第2条に定める要件に適合しないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(事務局)

第 6 条 認定制度に関する事務は、高知県観光振興部観光政策課おもてなし室において行う。

(補 則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、認定に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。